

茨城工業高等専門学校職員公募要項

1. 募集職種

施設系技術職員（電気または建築）

2. 募集人員

課長補佐級 1 名

3. 採用予定日

令和 9 年 4 月 1 日

4. 職務内容

総務課課長補佐又は専門員として施設管理係を統括し、本校の施設整備及び施設マネジメントに関する業務全般を担当する。

主な業務内容は次のとおりとする。

- ・校舎、学生寮、実験実習棟等の施設整備計画の企画立案及び実施
- ・建築、電気、機械設備等に関する維持保全及び修繕業務の総括
- ・国立高等専門学校機構及び文部科学省との施設整備関係業務に関する連絡調整
- ・施設整備費補助金及び営繕予算等に係る予算要求・執行管理
- ・工事発注、契約、監督及び検査に関する業務
- ・施設利用計画及びキャンパスマネジメントに関する業務
- ・防災・減災対策及び施設に係る危機管理業務
- ・脱炭素化、省エネルギー対策及びインフラ長寿命化に関する業務
- ・施設管理係職員の指導・育成及び業務マネジメント
- ・その他学校運営に関する業務

5. 応募資格

次の各号のすべてに該当する方

(1) 職務経験

次のいずれかに該当する方

- ア 国家公務員又は地方公務員として勤務した経験を有し、施設管理、営繕、建築、電気、機械設備、財産管理、契約又はこれらに関連する業務に概ね 20 年以上従事した方
- イ 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人又は国立高等専門学校機構において施設系業務又はこれに準ずる業務に概ね 20 年以上従事した方

(2) 職位経験

係長級相当以上の職位における業務経験を有する方、又は組織運営、人事管理、予算管理等のマネジメント経験を有する方

（「施設整備予算の要求・執行経験」「工事発注・契約事務経験」「部下の指導監督経験」、キャンパスマスタープラン策定、インフラ長寿命化計画、ZEB・脱炭素化事業の経験）

(3) 能力・資質

- ・高等教育機関の施設マネジメントに理解を有すること
- ・関係機関との調整・折衝能力を有すること
- ・組織運営及び部下育成に意欲を有すること
- ・Word、Excel、PowerPoint 等の基本的な情報処理能力を有すること

(4) 歓迎する経験・資格

以下のいずれかを有する方を歓迎する。

- ・ 建築士（一級又は二級）
- ・ 建築設備士
- ・ 技術士
- ・ 電気主任技術者
- ・ 電気工事施工管理技士
- ・ 管工事施工管理技士
- ・ 建築施工管理技士
- ・ CAD 製図の知識
- ・ 公共工事又は教育研究施設に係る施設整備業務経験
- ・ 国立大学法人又は高等専門学校における施設系業務経験

ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの方又はその刑の執行猶予の期間中の方その他その執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある方で、その処分の日から2年を経過していない方
- ウ 日本国籍を有しない方で永住者等日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない方

6. 勤務地

茨城工業高等専門学校（茨城県ひたちなか市中根 866）

7. 勤務条件

給与

独立行政法人国立高等専門学校機構職員給与規則に基づき決定する。

諸手当

地域手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、その他各種手当

勤務時間

8 時 30 分から 17 時 00 分まで（休憩時間 45 分）

休日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

休暇

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、その他各種休暇制度

社会保険

文部科学省共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険

定年年齢

65 歳（定年引上げ後（令和 13 年 4 月まで段階的に引上げ））

試用期間

6 か月

8. 提出書類

履歴書（所定様式）

職務経歴書

職務内容に関連した知識・経験に関する資料（A 4 判、様式任意、1～2 枚）

上記の職務内容に関連した知識・経験に関する資料をご提出ください。

例) 過去に携わったプロジェクト等に関する概要、ご自身の役割(担当)及び業務内容を分かりやすくまとめた概要書
※ 応募書類は返却しない。

9. 応募締切

令和8年12月11日(金) 必着

10. 選考方法

第一次選考 書類選考

第二次選考 小論文、面接試験(専門試験含む※)

※「職務内容に関連した知識・経験に関する資料」についてプレゼン(所要5分程度)及び質疑応答を予定しています。

主な評価項目

- ・施設マネジメントに関する知識・経験
- ・管理監督能力
- ・リーダーシップ
- ・問題解決能力
- ・コミュニケーション能力
- ・高等専門学校教育への理解

11. 書類提出先

いずれかの方法で提出してください。

【郵送】

〒312-8508 茨城県ひたちなか市中根 866

茨城工業高等専門学校 総務課人事・労務係

※封筒表面に「施設系技術職員(〇〇(電気/建築のいずれかを記入) 応募書類在中)」と朱書きすること。

【メール】

下記メールアドレスにお送りください。メールの件名は「施設系技術職員(〇〇(電気/建築のいずれかを記入)) 公募への応募(氏名)」としてください。

送付先: 人事・労務係 jinji@ibaraki-ct.ac.jp

12. 問い合わせ先

茨城工業高等専門学校総務課人事・労務係

TEL: 029-271-2808

E-mail: jinji@ibaraki-ct.ac.jp

13. 求める人物像

本校の教育・研究環境を支える施設基盤の維持向上に強い意欲を有し、次期施設整備計画の策定や老朽化対策、脱炭素化推進等を牽引できる人材を求めます。特に、公務員又は国立大学法人等において施設整備・営繕業務を経験し、組織マネジメント能力を備えた方を歓迎します。

14. 特記事項

- ・業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

- ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・ このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。